

岐阜県公報

第二千七百四号

平成二十七年十二月四日

(金曜日)

目次

告示

知事指定薬物の指定の失効	(業務水道課) 七九九
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課) 八〇〇
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 八〇〇
指定医療機関の廃止の届出	(同) 八〇〇
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同) 八〇一
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) 八〇一

公示

落札者等に関する公示	(税務課) 八〇二
平成二十七年年度砂利採取業務主任者試験合格者	(商工政策課) 八〇三
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 八〇三
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課) 八〇四
公共測量の実施	(用地課) 八〇四

告示

岐阜県告示第六百八十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 一 (二・三 シヒドロペンソフラン 五 イル) N メチルプロパン ニアミン及びその塩類(通称五 MAPDB)
 - 2 二 (四 フルオロペンジル) 一 H インドール ミイル(ナフタレン一イル)メタノン及びその塩類(通称FUB JWH O一八)
 - 3 N (四 フルオロフェニル) N 一(二 フェネチル)ヒペリジン 四イル(ブタナミド及びその塩類(通称p fluorobutyrylfentanyl))
 - 4 N (一 アミノ) ミメチル 一 オキソフタン ニイル 一 (ニフルオロペンジル) 一 H インダゾール ミカルボキサミド及びその塩類(通称 AB FUBINACA ニ fluorobenzyl isomer)
- 二 失効の理由
- 当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。
- 三 指定の効力を失う日
- 平成二十七年十二月五日

岐阜県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称 所在地 指定年月日

クスリのアオキにんじ 各務原市鵜沼各務原町四丁目三二七番地一 平成二七・一〇・一

明和調剤薬局 〇 多治見市明和町四丁目四番地の一 同

ことう歯科 羽島郡笠松町田代八五四 同

岐阜県告示第六百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称 所在地 変更年月日

新 社会医療法人 聖泉会 聖十字病院 土岐市泉町久尻二四三一 一六〇 平成二七・一〇・一

旧 特定医療法人 聖泉会 聖十字病院 同

新 社会医療法人 聖泉会 聖十字クリニック 土岐市泉岩畑町三二 同

旧 聖泉会 聖十字病院 附属 聖十字クリニック 同

新 社会医療法人 聖泉会 聖十字病院 土岐市泉町久尻二四三一 一六〇 同

旧 特定医療法人 聖泉会 聖十字病院 同

岐阜県告示第六百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

名称 所在地 廃止年月日

明和調剤薬局 多治見市明和町四四一〇 平成二七・九・三〇

ことう歯科 羽島郡笠松町田代八五四 同

岐阜県告示第六百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年 指 月 日 定

集 治 慶次郎 集 治 整 骨 院 瑞穂市馬場春雨町一丁目五六番地 平 成 二 七 年 一 月 一 日

小 林 稔 たじみ接骨院 多治見市大平町一 一四 二 平 成 二 七 年 一 月 一 日

岐阜県告示第六百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

岐南町

二 事業の種類

（仮称）岐南町総合調理センター整備事業
三 起業地

1 収用の部分

岐阜県羽島郡岐南町徳田八丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県羽島郡岐南町徳田八丁目地内における「（仮称）岐南町総合調理センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場を整備するものであり、法第三十一条に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である岐南町は、本件事業に係る基本計画を平成二十七年五月に策定するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益

岐南町は、昭和五十四年に現在の岐南町総合調理センターを設置し、町内の小中学校四校及び保育所二園における学校給食を実施している。

しかしながら、現在の岐南町総合調理センターは、建設から三十六年経過しているため、調理施設の老朽化が進行しており、頻繁に修繕を行っている状況にある。

また、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）及び厚生労働省が示す大量調理施設衛生管理マニュアル（大規模食中毒対策等につ

て(平成九年三月二十四日付け衛食第八十五号)別添)に適合していない施設であることから、衛生管理上の問題がある。

本件事業は、現在の岐南町総合調理センターを移転改築し、新たな共同調理場を整備するものであり、完成により、衛生的で安全な学校給食の実施が図られるものと認められる。

また、児童等を対象とした見学会や保護者を対象とした試食会等を実施することも可能となることから、食育の拠点として、地域における食育の推進にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地は、現状、駐車場及び運動公園に利用されているとともに、住居及び道路に囲まれている。よって、本件事業は、新たに動植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、建設する施設について、学校給食衛生管理基準に適合しており、かつ、起業地についても、申請案と他の二案とを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案して選定されているものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在の岐南町総合調理センターは、調理施設の老朽化が進行し、かつ、学校給食衛生管理基準等に適合していないことから衛生面の問題

があり、できるだけ早期に解消を図る必要があると認められる。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。法第二十六条の第二第二項の規定による図面の縦覧場所

岐南町役場政策推進課

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 新業務システム社会保険・税番号制度対応業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成27年11月2日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表取締役社長 坂本 敏男

6 契約金額 109,674,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県総務部総務課
- (2) 所在地 岐阜市飯田町二丁目1番1号

平成二十七年年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十七年年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
四	八	九
一〇	一一	一二
一五	一九	二〇
二四	三一	三五
三九	四〇	

以上十四名

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十一月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂ノースウエスト店

大垣市熊野町字石橋二八五番地一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二八二台

(変更後) 三〇九台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時（年間六十五日は午前九時）から午後九時

(変更後) 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分（年間六十五日は午前八時三〇分）～午前零時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後十一時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十一月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十一月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和書店TSUTAYAノースウエスト店

大垣市熊野町字石橋三二番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二八二台

(変更後) 三〇九台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午前零時(一部 午後九時)

(変更後) 午前九時から午後十時五〇分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分(年間六十五日は午前八時三〇分)〜午前零時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分〜午後十一時

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
上野平用水地区	高山市役所	平成二七・一二・一四から 平成二八・一一・八まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜地方務局

二 作業種類

公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)

三 作業期間

平成二十七年十一月十九日から
同 二十八年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市鏡島地区

平成二十七年十二月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社